

東京都民間一時滞在施設スマートフォン等充電環境整備費用補助金交付要綱

令和2年6月15日
2 総防管第673号
総務局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、民間一時滞在施設における帰宅困難者向けのスマートフォン等の充電環境整備に要する費用の一部を補助することにより、首都直下地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）の発生時（以下「発災時」という。）における帰宅困難者に対する安否情報の確認環境及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供体制を整え、民間一時滞在施設の円滑な運営を図り、もって帰宅困難者対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
- 二 民間一時滞在施設 都内の区市町村と帰宅困難者の受入れに関する協定（以下「受入協定」という。）を締結する事業者が管理する施設のうち、帰宅困難者の一時的な滞在の用に供するものをいう。
- 三 スマートフォン等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の小型軽量で個人で持ち運ぶことができる情報端末装置をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱に基づく東京都民間一時滞在施設スマートフォン等充電環境整備費用補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、民間一時滞在施設の管理者（以下「管理者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該民間一時滞在施設の管理者である事業者が当該施設の所在する区市町村との間で締結した受入協定に以下の事項を含むこと。
 - ア 帰宅困難者を発災時から3日間以上受け入れること。
 - イ 受け入れる帰宅困難者の人数
 - ウ 帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する費用を、管理者が負担すること。
- 二 民間一時滞在施設ごとに事業継続計画又はこれに準じた防災計画等（以下「事業継続計画等」という。）を策定し、発災時に民間一時滞在施設の運営に必要な体制を構築していること。
- 三 管理者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団等（東京都暴力

団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。

（補助対象施設）

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる施設は、東京都内（島しょを除く。）に所在する民間一時滞在施設であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 受入協定に定める帰宅困難者の人数分の備蓄品を完備していること。
- 二 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第7条第2項に規定する従業者向けの備蓄品を完備していること。

（補助対象事業）

第5条 この補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、管理者が民間一時滞在施設における帰宅困難者向けのスマートフォン等の充電環境を整備する事業とする。

（補助対象機器）

第6条 この補助金の補助対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、発災時に帰宅困難者のスマートフォン等に充電するために必要な次の機器及び機材とする。

一 電源機器

帰宅困難者のスマートフォン等に充電するための可搬式非常用発電機又は可搬式蓄電池

二 充電機器

前号の電源機器と接続して帰宅困難者のスマートフォン等に充電するための充電器（充電ケーブルを含む。）

三 その他関連機材

前二号の機器を使用するために必要な付属品等

- 2 管理者は、原則として、受入協定に定める全ての帰宅困難者のスマートフォン等に対し、3日間の滞在期間中に1回以上充電することができるよう補助対象機器を整備するものとする。ただし、東京都（以下「都」という。）が民間一時滞在施設の運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（補助対象経費及び上限額）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入に係る経費で、知事が必要かつ適切であると認めたものをいう。

- 2 補助対象経費は、受入協定に定める民間一時滞在施設の帰宅困難者の受入人数に応じ、帰宅困難者一人につき2,500円を乗じて得た額を上限とする。

（補助率）

第8条 補助率は、補助対象経費の6分の5とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、第7条の補助対象経費に前条に規定する補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 二 第3条及び4条に該当することを証する書類（以下「交付要件証明書類」という。）
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前項第2号の交付要件証明書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 受入協定書の写しその他受入協定の締結及び内容を証明するもの
- 二 第4条各2号に規定する要件を満たすことを証するもの
- 三 事業継続計画等を策定していることを証するもの

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、同条の書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認められた者（以下「補助事業者」という。）について、補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により速やかに通知するものとする。

2 補助金の交付申請の時までに交付要件証明書類が提出できない場合で、知事がやむを得ないと認めるときは、補助金の実績を報告するときに交付要件証明書類を提出することを条件として交付決定を行うことができる。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、前条の通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の補助金交付決定通知書を受けた日から起算して30日以内に、補助金交付申請取下書（別記第3号様式）を知事に提出することができる。

(補助対象事業の内容の変更・廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ事業変更・廃止申請書（別記第4号様式）により、知事の承認を受けなければならない。

- 一 補助金により整備する機器の数量若しくは規格又は補助対象事業に要する費用の額を変更しようとする場合（軽微なものを除く。）
- 二 補助対象事業を廃止する場合

2 知事は、補助事業者から前項の申請があったときは、同項の申請書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、申請に係る審査の結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（前条第1項の承認を受けたときを含む。）は、原則として、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る都の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第11条第1項の規定に基づき交付決定を受けた補助事業者は、前項の書類のほか、当該交付決定において提出することとされた交付要件証明書類を提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定による報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定額通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知する。

2 前項の規定による審査又は現地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための処置を命じることができる。

3 前条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合において準用する。

(補助金の請求及び支払)

第16条 補助事業者は、前条により確定額通知書を受けたときは、請求書（別記第7号様式）を速やかに知事に提出するものとする。

2 知事は、請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、第13条の規定により補助対象事業の変更若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助事業者が、交付決定の内容、これに付された条件又は法令又は交付決定に基づく命令に違反した場合

二 補助事業者が補助対象事業に関して不正若しくは不適當な行為をし、又は必要な行為を怠った場合

三 正当な理由がないにもかかわらず、補助事業者が災害時に補助対象機器を第21条第1号の用途以外の用途に使用した場合

四 事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合

- 2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（別記第8号様式）により補助事業者に速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第19条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（別記第9号様式）により、関係書類を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合、補助事業者に対し、消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分）

- 第20条 補助事業者は、補助対象事業により整備した機器及び機材について、財産には、補助対象事業により整備した旨を明示する標示を貼付し、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助対象事業完了後においても、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るとともに、発災時に直ちに使用できる状態としておかななければならない。
- 2 補助事業者は、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期日を経過するまで、財産の処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄及び担保の用に供することをいう。）をしてはならない。ただし、真にやむを得ない事由がある場合において、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第10号様式）を知事に提出し、財産処分承認書（別記第11号様式）による承認を受けたときは、この限りでない。
 - 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、補助金の額を上限として、処分による収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

（財産の使用）

- 第21条 補助事業者は、次に掲げる場合に財産を使用することができる。ただし、第2号及び第3号に規定する場合においては、発災時に使用するに当たり支障とならないよう、使用後直ちに同機器等を使用可能な状態に復しておくこと。
- 一 受入協定に基づき民間一時滞在施設を開放し、帰宅困難者へ充電環境を提供する場合
 - 二 平常時において、補助対象機器の効率的な使用方法を補助事業者が習得するために必要と

する場合

三 その他知事が必要と認めた場合

(帳簿等の整備)

第22条 補助事業者は、補助対象事業の経理に当たって、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して収入及び支出を記載し、用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の経理を行う場合は、補助金の支出の事実及び内容を証する書類を整理し、会計帳簿とともに補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査)

第23条 知事は、必要に応じて補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について調査をし、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、知事が実施する前項の調査等に協力しなければならない。

(雑則)

第24条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）及び総合防災部長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。